議　　長　　続きまして、日程第13「議案第52号平成27年度松田町用地取得特別会計補正予算（第１号）」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町　　長　　議案第52号平成27年度松田町用地取得特別会計補正予算（第１号）。平成27年度松田町用地取得特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。（歳入歳出予算の補正）第１条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１億2,200万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ２億523万7,000円とする。２、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。（地方債の補正）第２条、地方債の追加は、「第２表　地方債補正」による。平成27年12月２日提出、松田町長　本山博幸。よろしくお願い申し上げます。

議　　長　　町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

参事兼総務課長　　それでは御説明申し上げます。今回の補正でございますが、旧松田土木事務所の跡地等の県よりの取得、それに伴うものでございます。取得費用１億9,863万3,000円ほど、この用地取得会計でいうところの予算額でいうところのその金額でございますが、その金額について補正させていただくものでございます。昨日、全員協議会の中でも御説明させていただいた中で、この県よりの提示額について、この根拠となるところの一つとして、私のほうでこの地域の路線価、どのくらいなのかということをきのう説明漏れあったかと思いますので、申し上げます。固定資産税を評価する際の路線価、平米当たり７万3,000円でございます。これは県道部分の路線価ということでございます。そのほか、参考ではございますが、相続税の場合、これは国税のほうの路線価でございますが、平米８万6,000円というような数字で出てきてございます。この１億9,860万というこの数字、単純にいきますと、きのうも申し上げましたが、平米当たり２万、３万程度かと思いますが、これ除却費等も除いたものとなっておりますので、一つの参考になろうかと思いますが、今申し上げたとおりでございます。

それでは、予算書のほうの説明にさせていただきます。１枚おめくりいただきまして３ページ。第２表、地方債の補正というところです。起債の目的、公

共用地先行取得等事業債。限度額１億2,200万円。起債の方法、普通貸借または証券発行。利率年５％以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とすると。償還の方法、政府その他金融機関の資金についてはその融資条件による。ただし、据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰り上げ償還、または低利に借りかえることができるということでございます。

１枚おめくりください…すいません。10、11ページをおめくりください。10、11ページです。歳入でございます。今申し上げました起債でございます。款項とも町債、公共用地先行取得等事業債でございます。１億2,200万円。

次のページをお願いいたします。歳出でございます。款の２予備費の中から7,663万3,000円を減させていただきまして、諸支出金に充てたいと考えております。

款の３諸支出金、項、普通財産取得費、目、土地取得費ということで、公有財産購入費として１億9,863万3,000円計上させていただいてございます。

説明は以上でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

議　　長　　担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

２　番　田　　代　　11ページをお願いいたします。町屋地区用地先行取得事業債、先ほど年利５％以内ということでお話あったんですけれども、この事業債について３種類ぐらい何か言われたような感じするんですけれども、所管課として返済年数、何年で返済するかと、あと１年当たりの返済予定額、それあたりについてどのように考えているか、よろしくお願いします。

参事兼総務課長　　償還年数ですが、20年だったかと思います。それともう一つの質問何でしたっけ、すいません。

２　番　田　　代　　１年当たりの、割り返した１年当たりの返済額。

参事兼総務課長　　そうですね、20年というと600万程度になると思います。そうですね、およそ。

議　　長　　利子も入っているんですか。

参事兼総務課長　　利子を…この利子の部分については、これから契約等する中で、多分５％にはならないと思いますので。

２　番　田　　代　　一般会計の起債と公共下水道事業の起債で、ざっと見てみたんですよ。そうすると、25年から15年ぐらい、一般会計だと最近は15年が多いのかな。橋梁の長寿命化とか、十文字橋の災害復旧だとか、そういったの見るとね、10年ぐらいの起債になっているのかなと。一方で、公共下水道のほうは結構大きい事業なんで、20年と30年か、公共下水道債が20年で、流域下水道債が30年と。土地開発公社で昔、用地取得、先行取得をしていたときが10年で返済していたんですよ。今回、20年と言われたその根拠、どういった根拠なのか、その辺についてお伺いします。

参事兼総務課長　　根拠、一つは高額であったことと、その返還、用地特会の中で既に籠場のところもここ返済まだ残っています。そういったことを考えた中で20年ということ。というのは、今現在、利息、利率のほうが非常に低いところに来ております。１％あるかないか、それを切ったようなところがありますので、うちのほうで下水道と一番多く借りていたころで、それこそ４％、５％のときがあったんで、そういうことを考えたときに、利率の上でそれほどでなければ、長く、少なく返せていければいいのかなという判断でございます。

２　番　田　　代　　私、どうしてこの質問をしたかと申しますと、例えば土地開発公社時代の返済方法で10カ年だと1,200万ですか、1,220万ずつ均等で返していかなきゃいけないのかな。今度は30年になると、今度長すぎるのかな。１年当たりの返済額はある程度低く抑えられるんだけれども、長すぎるのかな。と申しますのは、この土地を購入してからの利活用の関係も結構かかってくると思います。そのような中で、短かすぎると今度は投資的事業に回すお金がなくなってしまう。長すぎると何ていうのかな、負債の返済が長すぎてほかに事業に回せない。そういうのを考えた中で何年がいいのかなって考えたんですけれども、600万少々でしたらいい数字なのかなと思いました。これからも借金していろいろやると思うんですけれども、その土地の利用に対して起債、その辺のバランスについてある程度考えていかなければいけないのかなと、議員自体でもそういうふうに感じています。これは感想ですので、お答えは求めません。ありがとうございました、どうも。

議　　長　　ほかに質疑ございますか。

（「なし」の声あり ）

質疑なしと認めます。討論に入ります。

（「省略」の声あり ）

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数 ）

異議なしと認めます。討論を省略し採決を行います。議案第52号平成27年度松田町用地取得特別会計補正予算（第１号）について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。